

新潟県条例第40号

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例の一部を改正する条例

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例（平成13年新潟県条例第96号）の一部を次の表のように改正する。

(太枠部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前					
別表第1 (第6条、第9条、第16条関係)				別表第1 (第6条、第9条、第16条関係)					
区 分		単位	使用料	区 分		単位	使用料		
会 議 室	(略)	380円		会 議 室	(略)	320円			
		1,510円				1,260円			
		750円				630円			
		1,510円				1,260円			
大 研 修 室	(略)	310円		大 研 修 室	(略)	260円			
		120円				100円			
		2,520円				2,100円			
		1,000円				840円			
小 研 修 室	(略)	560円		小 研 修 室	(略)	470円			
栄 養 実 習 室				栄 養 実 習 室					
フィット ネスホール				フィット ネスホーリ					
一 般				一 般					
生 徒 等				生 徒 等					
1月券 による 使用				1月券 による 使用					
温 水 プ 一 ル				温 水 プ 一 ル					

備考 (略)

別表第2 (第8条、第9条、第16条関係)

名 称		内 容	単位	使 用 料	
体 力 測 定	総合コー ス	(略)	(略)	一 般	6,280円
				生徒等	3,140円
	ハイパワ ーコース	(略)		一 般	3,640円
				生徒等	1,820円
	ミドルパ ワーAコ ース	(略)		一 般	4,020円
				生徒等	2,010円
	ミドルパ ワーBコ ース	(略)		一 般	4,770円
				生徒等	2,380円
	ローパワ ーコース	(略)		一 般	4,400円
				生徒等	2,190円
動 作 分 析		(略)		一 般	6,280円
				生徒等	3,140円
生活習慣しつ かり改善コー ス		(略)	(略)	28,920円	

備考 (略)

別表第4 (第9条、第16条関係)

区 分		单 位	手 数 料
文 書	普通の も の	(略)	3,300円
	複雑な も の		5,500円
	(略)		(略)

備考 (略)

別表第2 (第8条、第9条、第16条関係)

名 称		内 容	単位	使 用 料
体 力 測 定	総合コー ス	(略)	(略)	一 般 5,240円
				生徒等 2,620円
	ハイパワ ーコース	(略)		一 般 3,040円
				生徒等 1,520円
	ミドルパ ワーAコ ース	(略)		一 般 3,350円
				生徒等 1,680円
	ミドルパ ワーBコ ース	(略)		一 般 3,980円
				生徒等 1,990円
	ローパワ ーコース	(略)		一 般 3,670円
				生徒等 1,830円
動 作 分 析		(略)	(略)	一 般 5,240円
				生徒等 2,620円
生活習慣しつ かり改善コー ス		(略)	(略)	24,100円

備考 (略)

別表第4 (第9条、第16条関係)

区 分		单 位	手 数 料
文 書	普通の も の	(略)	2,200円
	複雑な も の		4,400円
	(略)		(略)

備考 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後における使用又は利用に係る使用料について適用し、同日前における使用又は利用に係る使用料については、なお従前の例による。